

令和元年度決算に係る
定期監査資料

令和2年7月

西部総合事務所福祉保健局

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等……………	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況……………	1 頁
3	職員の定員、現員調べ……………	1 頁
4	役付職員の調べ……………	2 頁
5	主な事業に関する調べ……………	3 頁
6	収入証紙取扱額調べ……………	9 頁
7	現金の取扱状況……………	9 頁
8	財産に関する調べ……………	10 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付及び使用許可調べ……………	13 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ……………	15 頁
11	職員駐車場の管理状況調べ……………	15 頁
12	寄附物件の受納状況調べ……………	15 頁
13	備品の処分状況調べ……………	15 頁
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ……………	15 頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
15	介護保険・介護サービス事業の状況……………	16 頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
16	障害福祉サービス事業等の状況……………	17 頁
	(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況	
	(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況	
	(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況	
17	心と女性に関する相談状況……………	19 頁
18	障がい者福祉の状況……………	19 頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
19	児童福祉の状況……………	21 頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況	
	(3) 母子世帯の施設入所状況	
20	母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況……………	22 頁
	(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
	(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
21	生活保護業務……………	27 頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
22	社会福祉施設に対する指導監査の状況……………	28 頁
	(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況	
	(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況	

23	特定給食施設に対する指導の状況	29頁
24	食品表示に関する指導の状況	29頁
25	健康に関する事業の実施状況	29頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 不妊治療費助成金交付事業	
	(6) キラリと光る食育推進 食育地域ネットワーク強化事業	
	(7) 歯科保健事業	
	(8) がん対策推進事業	
	(9) がん患者社会参加応援事業	
	(10) 受動喫煙防止対策推進事業	
	(11) 医療相談等対応状況	
26	医療施設等の検査等の状況	35頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	
27	感染症等に関する業務の状況	37頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況（結核を除く）	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
	(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況	
	(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況	
28	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	38頁
29	難病患者の状況	38頁
	(1) 受給者証所持者の状況	
	(2) 難病事業の実施状況	
30	健康教育	39頁
31	身体障害者更正相談所に係る定期相談等の実施状況	39頁
32	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	39頁
33	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	40頁
34	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	40頁
○	意見、要望等	40頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項
該当なし

(2) 監査意見
該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況
該当なし

3 職員の定員、現員調べ

（令和2年4月1日現在）

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計			備考
	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	31.4.1現在	
定員	32	32	21	21	0	0	53	53	53	
現員	(3)	(5)	(2)	(4)	(0)	(0)	(5)	(9)	育休 5名 過員 1名	
	37	37	23	23	0	0	60	60		
過不足(Δ)	5	5	2	2	0	0	7	7		
臨時職員	0	2	0	0	0	0	0	2		
非常勤職員	17	18	12	12	0	0	29	30	事務 10名 母子父子自立支援員 1名 母子父子寡婦福祉資金償還協力員 2名 就労支援専門員 2名 農福連携推進コーディネーター 1名 心と女性の相談員 1名 嘱託医師 12名	

4 役付職員の調べ

(令和2年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
福祉保健局長	(兼) 古 都 憲 孝	3	3	西部福祉事務所長 西部身体障害者更生相談所長 西部知的障害者更生相談所長 婦人相談所次長
米子保健所長兼 福祉保健部理事監	(兼) 藤 井 秀 樹	0	3	西部総合事務所福祉保健局副局長 西部身体障害者更生相談所理事監 西部総合事務所生活環境局副局長
副局長兼福祉企画課長	(兼) 高 田 治 美	1	3	西部福祉事務所参事 米子保健所参事 西部総合事務所地域振興局参事
課長補佐	(兼) 部 谷 一 信	0	3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐
課長補佐	(兼) 乗 本 仁	3	3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐
福祉支援課長	(兼) 野 藤 和 則	0	3	西部福祉事務所参事
課長補佐	(兼) 木 村 義 人	1	3	西部福祉事務所課長補佐
障がい者支援課長	(兼) 郡 浩 光	1	3	西部福祉事務所参事 米子保健所参事 西部身体障害者更生相談所参事 西部知的障害者更生相談所参事 婦人相談所参事
課長補佐	(兼) 藤 崎 一 志	0	3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐 西部身体障害者更生相談所 課長補佐 西部知的障害者更生相談所 課長補佐 福祉保健局 1年3月
心と女性の相談担当 課長補佐	(兼) 久 保 田 夕 美	3	3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐 婦人相談所課長補佐
健康支援課長	(兼) 高 橋 千 晶	3	3	米子保健所参事 福祉保健局 7年3月
課長補佐	(兼) 妹 尾 充 美	0	3	米子保健所課長補佐
医薬・感染症対策担当 課長補佐	(兼) 坂 口 千 代	1	3	米子保健所課長補佐
健康長寿支援担当 課長補佐	(兼) 川 本 かづ代	0	3	米子保健所課長補佐

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
市町村と連携した生活保護受給者及び生活困窮者への包括的な支援について				
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- 生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、最低限度の生活を保障する制度で福祉事務所が未設置の大山町(県内で他に三朝町のみ)を当局が管轄して生活保護受給者に対する自立支援を実施している。
- 一方、生活困窮者支援制度については、「生活困窮者自立支援法」に基づき、大山町に

おける生活困窮者自立支援事業の充実・強化と西部圏域の関係機関との広域的な連携を図っている。

(イ) 事業の実施状況

①生活保護受給者

○大山町の現状

- ・令和元年度平均で、生活保護受給者は87世帯、105人で有効求人倍率の増加等により生活保護者受給者は、減少傾向にあり、高齢者世帯が7割以上を占めている。

区分	保護世帯数(世帯)			保護人員(人)			保護率(%)		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
大山町	93	89	87	116	108	105	0.71	0.68	0.67

(注1) 厚生労働省「被保護者調査」

○大山町への支援

- ・就労可能な人には就労支援を行い、すぐに就労することが難しい場合は、その人にあった作業やボランティア体験を提供しながら、一般就労に向けた支援を実施した。
- ・病気療養中や障がいがある人などは、その人の抱える課題等の解決を目指して、家庭訪問等により生活が安定し、自立できるように支援を行った。

○福祉事務所設置町村への支援

- ・業務支援として、個別のケース及びケース診断会議に参加し技術的助言を行った。
(* 令和元年度：個別のケース支援82件、ケース診断会議への参加24件)
- ・「生活保護業務研究会」を毎月開催し、生活保護担当者の資質の向上を図った。
- ・「警察署と福祉事務所との西部圏域連絡協議会」を開催し、関係機関が困難ケースの対応方法についての情報を共有し、連携を図った。

<福祉事務所設置町村への支援状況(令和元年度実績)> (件)

支援方法 町村名	WO設置 年度	新規相 談	費用 返還	医療 介 護	事務処 理・勉強 会等	合計
日野町	24	3	1	1	17	22
日南町	22	3	1	0	26	30
江府町	22	3	2	0	19	24
南部町	23	13	6	3	33	55
伯耆町	23	9	8	0	25	42
日吉津村	22	3	0	0	18	21
合計		34	18	4	138	194

※WO：福祉事務所

②生活困窮者

○大山町への支援

- ・大山町社会福祉協議会が相談窓口（自立相談支援機関）となり、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、「生活困窮者自立支援事業」を実施した。

＜生活困窮者自立支援事業（県委託）の実施状況（令和元年度実績）＞

事業名		実施状況
必須	自立相談支援事業	相談者26名、プラン作成件数8件
任意	就労準備支援事業	支援を行った者8名（さくらカフェ）
〃	子どもの学習支援事業	支援を行った者6名
必須	住居確保給付金	実績なし（県（西部福祉事務所）が直営で実施）
任意	家計相談支援事業	支援を行った者1名

〈当局の役割〉

- ・生活困窮者が自立するためのプラン作成時に指導、助言、確認を行った。
- ・就労支援専門員が毎週1回定期的に実施される「さくらカフェ」に参加し、支援対象者に対する生活指導やアセスメントを実施した。
- ・大山町、大山町社会福祉協議会との連絡会（年4回）に参加し、情報を共有し、連携強化を図った。

○福祉事務所設置町村への支援

- ・事例検討等を通じたノウハウの蓄積と、西部圏域における任意事業実施に向けた機運の向上を目的とした「西部圏域市町村ネットワーク会議」を設置している。
- ・ワーカーズコープが開拓した協力事業所（西部管内：99事業所）で、就労体験が実施できるようになっている。

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・「さくらカフェ」の居場所支援的な内容に加えて、早期就労が目指せる対象者には、個々の状況に応じたプログラムを作成し支援した。

ウ 成果及び効果

＜大山町における就労支援の状況（令和元年度）＞

区分	保護受給者数	うち稼働年齢層	支援対象者数	就労決定者	うち保護廃止者
保護受給者	105人	26人	6人	3人	3人
生活困窮者	—	—	1人	1人	—

※上記の就労支援対象者以外の就労意欲の低い者、障がい等が疑われる者等に対しては、ケースワーカーが訪問・面接による意欲喚起、病状確認、障がい施策へのつなぎ、障害年金の受給支援等を実施

- ・長所を伸ばすように指導したことで本人に自尊感情が育成され、他者との適切な人間関係が築けるようになり、作業所での短期就労から一般就労へ繋がり保護廃止になった。
- ・就労後にも頻繁に会って、就労先での悩み等の相談に応じて指導したので、就労意欲が継続され、派遣会社を通じて就労した会社の就労期間が更新されて保護廃止になった。
- ・町村福祉事務所に支援することにより、各福祉事務所の実施水準が維持できており、西部圏域における生活保護受給者の処遇に格差が生じないようにしている。
- ・市町村も含めて警察署との会議を継続して開催することにより、粗暴な行為を行うような困難事例での警察との連携がしやすくなった。

エ 課題

- ①単身高齢者の生活保護受給者が増加しており、その多くが年金のみの収入で、かつ少額であるため、保護からの脱却が見込まれず、慢性疾患等もあるため医療費の負担も膨らんでいる。親族等の関わりをもつ者がいないため孤立している者も多く、より一層の福祉事務所の関与が必要になっている。
- ②各町村圏域での支援機関等が相互に連携する仕組みが十分に構築できていない。
- ③就労準備支援事業は、任意事業として位置づけられているため、大山町以外の西部圏域は未実施であり、当局が主体となって実施していくように働きかけていく。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳								
		国庫支出金	その他	一般財源						
精神障がい者等を地域で支える仕組みづくり										
鳥取元気プロジェクト	—									
元気づくり総合戦略	—									
(概要)										
ア 目的及び事業の実施状況										
(ア) 目的										
<p>国は、精神障がい者の地域移行・地域定着を進めるため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い等が確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指し、地方に要請しているが、長期入院患者(1年以上の長期在院者)の退院意欲の低下のほか家族・地域の理解が進まない等の障壁があり容易ではないのが現実である。</p> <p>このため、県では、平成30年度から西部圏域をモデル地区として、国庫事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進/支援事業」を導入し、精神障がい者を地域で支える仕組みづくりを目的に関係機関と協働して取り組んでいる。</p>										
(イ) 事業の実施状況										
①協議の場の設置										
<p>保健・医療・福祉関係者のほか国・県のアドバイザーにも参加いただく協議の場を設け、事業の方向性の協議・検討を行っている。令和元年度はコアメンバー会議を3回、実務者会議を1回、代表者会議を1回実施した。</p>										
②退院可能入院者への地域支援者の病院訪問										
<p>長期入院患者のうち何らかの支援があれば退院することが可能な入院患者に対し、市町村及び相談支援事業所が病院訪問により退院に向けた支援を行っている。令和元年度は12名の対象者に支援を行い、退院には至らなかったが、支援を継続する中でノウハウを蓄積しながら支援体制の確立を目指した。</p>										
	米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	合計
対象者数	4	2	0	3	2	0	1	0	0	12
③地域交流会(いんどり会)										
<p>長期入院患者が退院後の生活をイメージできるように、地域の支援者と共に「働く場所」「活動の場所」「住む場所」の見学及び交流会を行っている。令和元年度は交流会を4回実施し、長期入院患者の退院意欲の喚起を促した。また、活動報告紙として「いんどり通信」を発行した。(交流会は当初5回の予定が新型コロナウイルスの影響で1回中止)</p>										
	日程	内 容			参加者(当事者)					
1	6/25	<ul style="list-style-type: none"> 働く場所：あんず・あぷりこ(就労継続支援B型) 住む場所：ショートステイ翼(短期入所) 活動の場：デイケアたんぽぽ ランチ交流：あんず・あぷりこ 			29(9)					
2	8/30	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポーターの話：サービス利用しながらの日常生活の過ごし方 相談支援事業所の話：サービス種別、サービス利用方法 			23(5)					
3	11/8	<ul style="list-style-type: none"> 米子市立図書館の見学、利用方法を学ぶ 米子市役所の見学(退院後関わりがある部署を中心に) ランチ交流：米子市役所食堂 			23(5)					

4	12 / 19	・米子市デイケアのクリスマス会に参加 ・部屋の飾りつけ、ケーキにデコレーション、プレゼント交換	20 (3)
---	---------	--	--------

④事例検討会

精神科医の助言を得ながら実際の事例を検討する機会を設けることにより、保健・医療・福祉関係者のスキルアップを図っている。令和元年度は2ヶ月に1回(奇数月)実施し、参加者同士の顔の見える関係作りにも役立った。(当初6回の予定が新型コロナウイルスの影響で1回中止)

区分	日程	事例内容	参加者(人)
1	5 / 21	「自宅で穏やかに過ごすこと、母親に対する粗暴な行為や暴言が落ち着く」	19
2	7 / 16	「家庭内での支援体制が脆弱な本人に対し負担軽減のためにどのような資源を利用できるか」	32
3	9 / 24	「行動障害があっても地域で生活できる環境を整え、安心して退院していただくにはどうすればよいか」	31
4	11 / 12	「今後の支援の方向性及び方法について検討する(きちんと服薬ができ、穏やかに過ごせるためにはどうしたらいいか)」	26
5	1 / 14	「穏やかに生活するためにどうしたらよいか(仕事が見つかる＝本人が幸せになるとは限らないが)」	17

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

平成30年度好評だった地域交流会(いろどり会)の開催回数を増やすとともに、新たな取組として活動報告紙「いろどり通信」を発行し事業内容を充実させ、退院の意欲喚起に繋げた。関係機関との協議も定期的実施し、医療機関と地域支援者との連携体制が確立されつつある。

ウ 成果及び効果

退院可能入院者への地域支援者の病院訪問を隣接する圏域に拡大したことで、圏域外に入院する患者に対しても同様の支援が展開できるようになった。また、市町村間で支援スキルに差が出ないようノウハウを共有した。事業所や公共機関の見学、ピアサポーターの話を通じて、当事者の退院に対する意欲の喚起や家族の理解に繋げ、地域移行支援サービスの利用者が年々増加している。

エ 課題

<ピアサポーター養成に向けた調整>

- ・当事者の視点を重視した支援を実施できるピアサポーターの役割は大きく、今後地域移行をさらに推進するために有用である。西部圏域では平成19年度から22年度までピアサポーター養成研修を行ったが、現時点で活動できるのは3名と少ないため、新たに養成していく必要がある。

<地域の実情>

- ・慢性的にグループホームの受入れが不足しており、地域移行が進みにくい状況がある。自立支援協議会や鳥取県居住支援協議会等と連携して、基盤整備に向けた取組を進めていく必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
新型コロナウイルス感染症発生に備えた西部圏域医療体制の構築				
鳥取元気プロジェクト		—		
元気づくり総合戦略		—		
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 新型コロナウイルス感染症発生時の対応体制の整備を図る</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱・帰国者・接触者相談センターの設置(令和2年2月14日) 相談件数：1,039件(令和2年3月31日現在) ・新型コロナウイルス感染症西部圏域対策会議の開催 帰国者・接触者外来の協力依頼 入院協力医療機関の協力依頼 西部消防局への協力依頼 ・帰国者・接触者外来協力医療機関への感染防護具の配布 <p>イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>新型コロナウイルスの対応に難色を示す複数の医療機関に対して、その障壁となる問題の解決策について協議を重ねる等により、外来や入院の協力について理解を得た。</p> <p>また、対策会議において個々の医療機関の実情や「医療現場ならでは」の課題等の共通認識化を進めたことにより、圏域の医療関係者が一体となった、より効果的な医療提供体制の構築については道筋をつけることができた。</p> <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来については8医療機関を確保し検査・診療体制が整った 検査件数：62件(令和2年3月31日現在) ・入院協力医療機関について8医療機関136床確保できた(令和2年3月31日現在) <p>エ 課題</p> <p>県内での新型コロナウイルス感染症の発生及び増加に備え、以下の体制を整備する必要がある。</p> <p>① 県内感染確認期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、入院協力医療機関、西部医師会、西部消防局等と連携した西部圏域の医療提供体制の整備 ・発熱・帰国者・接触者相談センター体制の拡充 ・積極的疫学調査による濃厚接触者、患者クラスターの把握と感染拡大防止策の徹底 <p>② 県内感染拡大期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来診療体制の拡大(一般診療所への拡大) ・検査体制の拡充 ・入院診療体制の整備(重症者のための病床数、軽症者のための宿泊施設確保等) 				

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
受動喫煙防止対策の推進に向けての体制整備				
鳥取元気プロジェクト		—		
元気づくり総合戦略		—		
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>「健康増進法」の改正による「望まない受動喫煙」を防止するため、県民等への受動喫煙の周知や施設に対する適切な指導・助言等を行い、受動喫煙防止対策の推進を図る。 ※平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正健康増進法」とする)が成立し、望まない受動喫煙を防止するための取組がマナーからルールへと変更。 令和元年7月1日から「学校、病院、児童福祉施設等、行政機関が原則敷地内禁煙」(一部施行)、令和2年4月1日から「飲食店、オフィス、事業所等の多数の者が利用する施設(第二種施設)が原則屋内禁煙」(全面施行)となった。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>(1) 受動喫煙対策に関する相談対応 相談件数：108件(令和2年3月31日現在)</p> <p>(2) 改正健康増進法の周知 令和2年4月1日からの全面施行に向けて周知を行った。 ・令和2年2月4日「旅館ホテル業並びに公衆浴場業に係る」衛生管理講習会にて受動喫煙対策について説明。(参加者約30名) ・西部総合事務所生活環境局と連携し周知を図った。(飲食店の営業許可申請時や食品衛生責任者講習会(鳥取県食品衛生協会主催)でのチラシ配布)。 ・ローカルチャンネルでの周知(日南町、日野町) ・がん検診推進パートナー企業を対象としたニュースレターでの周知(パートナー企業数：417社)</p> <p>(3) 喫煙可能室(店)届出受理 受理件数：16件(令和2年3月31日現在)</p> <p>イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 健康増進法改正により、受動喫煙防止にかかる周知・啓発を強化した。</p> <p>ウ 成果及び効果 県全体での周知に加えて、圏域での周知を行い、事業所が情報を得る機会の充実を図ることができた。</p> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子保健所への相談件数及び喫煙可能室(店)届出件数から考えると、改正健康増進法に伴う受動喫煙対策に関する認知度が低いと推測される。そのため、令和2年度においては企業団体や市町村等と連携するなど継続して更に周知を強化していく必要がある。 ・全面施行後も施設側の適正な受動喫煙対策が実施できるよう相談対応を行うとともに、法令違反に対して指導、助言等速やかに対応していく必要がある。 ・今後も、喫煙による健康被害について県民に正しい知識を普及するため、啓発イベントやがん予防教室等により、広く県民に周知するとともに、未成年の喫煙防止や喫煙者の禁煙支援を図り、さらに受動喫煙のない環境を整える必要がある。 				

6 収入証紙取扱額調べ

有 ・ 無

注 取り扱いがあれば有に「○」すること。

7 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(令和2年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
(一般会計)			
衛生手数料	784,930	43	衛生事業許可等手数料ほか
雑入	190,841	55	情報提供料(コピー代)、生活保護徴収金・返還金
(特別会計)			
母子父子寡婦 福祉資金貸付 金元利収入	307,310	35	
雑入	11,500	6	母子父子福祉資金貸付金雑入(違約金)
合 計	1,294,581	139	

イ つり銭の状況

(令和2年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	56,100
--------	---	----------	--------

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和2年3月31日現在)

行政・普通 財産の区分	機関名又は 施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記 年月日	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産	西部総合 事務所福 祉保健局	米子市東福原1 丁目1-45	5,479.42	不明	増加	H				H	5,479.42	不明	
					減少	H				H			
計			5,479.42	不明							5,479.42	不明	
普通財産	(なし)		0	0	増加	H				H	0	0	
					減少	H				H			
計			0	0							0	0	
合計			5,479.42	不明							5,479.42	不明	

イ 建 物

行政・普通 財産の区分	機関名又は 施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記 年月日	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産	西部総合 事務所福 祉保健局	米子市東福原1 丁目1-45	1,863.68	不明	増加	H				H	1,863.68	不明	庁舎本 館
					減少	H				H			
"	"	"	590.87	不明	増加	H				H	590.87	不明	庁舎別 館
					減少	H				H			
"	"	"	15.00	不明	増加	H				H	15.00	不明	自転車 置場
					減少	H				H			
"	"	"	80.50	不明	増加	H				H	80.50	不明	車庫
					減少	H				H			
"	"	"	232.15	不明	増加	H				H	232.15	不明	庁舎新 館
					減少	H				H			
"	"	"	65.16	不明	増加	H				H	65.16	不明	身障者 用駐車 場
					減少	H				H			
計			2,847.36	不明							2,847.36	不明	
普通財産	(なし)		0	0	増加	H				H	0	0	
					減少	H				H			
計			0	0							0	0	
合 計			2,847.36	不明							2,847.36	不明	

ウ 山林
該当なし

エ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機）
該当なし

オ 物権
該当なし

カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）
該当なし

キ 有価証券
該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和2年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
27枚	0枚	2枚 2,900円	25枚

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先 住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	電力供給配線施設(電柱・支線)	米子市東福原1丁目1-45	1本 1条	H31.3.18	不明	H31.4.1~ R5.3.31	月額・年額 3,000	3,000	米子市加茂町2丁目51 中国電力(株)米子営業所	文書ID 18- 00332172
	電力供給配線施設(電柱)	米子市東福原1丁目1-45	2本	H27.2.6	不明	H27.4.1~ R2.3.31	月額・年額 3,000	3,000	米子市加茂町2丁目51 中国電力(株)米子営業所	文書ID 14- 00148726
	電力供給配線施設(電柱)	米子市東福原1丁目1-45	2本	H29.2.22	H19.10.9	H29.4.1~ R4.3.31	月額・年額 3,000	3,000	米子市加茂町2丁目51 中国電力(株)米子営業所	文書ID 16- 00149796
	公衆電話	米子市東福原1丁目1-45	3.71 m ²	H28.3.3	不明	H28.4.1~ R3.3.31	月額・年額 4,500	4,500	鳥取市湯所町2丁目258 西日本電信電話(株)鳥取支店	文書ID 15- 00157363
	住居表示街区案内板	米子市東福原1丁目1-45	0.38 m ²	H31.3.18	H5.11.24	H31.4.1~ R2.3.31	月額・年額 0	0	米子市加茂町1丁目1 米子市	文書ID 18- 00333942 減免率 10/10
	社用駐車場	米子市東福原1丁目1-45	20.68 m ²	H31.3.22	H16.7.1	H31.4.1~ R2.3.31	月額・年額 15,235	15,235	米子市東福原1丁目1-45 (特非)鳥取県障害者就労 事業振興センター	文書ID 18- 00340700 減免率1/2
	社用駐車場	米子市東福原1丁目1-45	10.34 m ²	H31.3.18	H27.10.5	H31.4.1~ R2.3.31	月額・年額 0	0	鳥取市西町1丁目401 (公社)とっとり被害 者支援センター	文書ID 18- 00335348 減免率 10/10
計							28,735			
普通財産	該当なし						月額・年額 0			
計							0			
合計							28,735			

イ 建物

行政・普通財産の区分	貸付（使用許可）目的	所在地	数量又は面積	貸付（使用許可）年月日	当初貸付（使用許可）年月日	貸付（使用許可）期間	貸付（使用）料（円）		貸付（使用許可）先 住所名	備考
							単価	本年度の貸付（使用）料		
行政財産	事務室	米子市東福原1丁目1-45	39.74㎡	H31.3.22	H16.7.1	H31.4.1～R2.3.31	月額・年額 196,800	196,800	米子市東福原1丁目1-45 （特非）鳥取県障害者就業事業振興センター	文書ID 18-00340700 減免率 1/2
	事務室・相談室	米子市東福原1丁目1-45	19.87㎡	H31.3.18	H21.3.31	H31.4.1～R2.3.31	月額・年額 0	0	鳥取市西町1丁目401 （公社）とっとり被害者支援センター	文書ID 18-00335348 減免率 10/10
	会議棟外側（台付のぼり旗設置）	米子市東福原1丁目1-45	1本	H31.3.18	H25.9.24	H31.4.1～R2.3.31	月額・年額 0	0	鳥取市西町1丁目401 （公社）とっとり被害者支援センター	文書ID 18-00335420 減免率 10/10
	自動販売機	米子市東福原1丁目1-45	1.8㎡	H27.10.1	H27.10.1	H27.10.1～H32.9.30	月額・年額 21,997	21,997	東京都江東区亀戸1丁目42-20 ネオス（株）	文書ID 15-00087084
計							218,797			
普通財産	該当なし						月額・年額	0		
計								0		
合計								218,797		

(2) 物品
該当なし

10 借受不動産詳細調べ
該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ
該当なし

12 寄附物件の受納状況調べ
該当なし

13 備品の処分状況調べ

品名 (規格・銘柄)	(保管換年月日) 取得年月日	不用 決定 年月日	処 分				備 考
			売払 棄却 の別	売払方法・ 棄却理由	処 分 年月日	売払額・ 処分費用	
デスクトップパソコン (レセプト管理システム用)	H23. 3. 25	R1. 8. 15	棄却	ハードディスク内に個人情報が記録されており、継続使用に適さないため。	R2. 9. 19	5, 3 2 7 円	
合 計						5, 3 2 7 円	

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 ・ 無

(2) 物品の照合

有 ・ 無

福祉保健局 共通個別事項

15 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(令和2年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (F)	R元年度 (A+B-C-D-E+F)
①訪問介護(ホームヘルプサービス)		5	5(5)		1		49	50	51	52	56
②訪問入浴介護		1	1(1)				1	1	1	1	2
③訪問看護		3	3(3)				28	26	31	31	34
④訪問リハビリテーション		1	1(1)				3	4	4	5	6
⑤居宅療養管理指導			()				2	1	1	1	1
⑥通所介護(デイサービス)			()		1		81	43	44	44	43
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			()				0	0	0	1	1
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			()				19	19	19	19	19
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)		1	1(1)				0	0	0	0	1
⑩特定施設入居者生活介護			()				10	10	10	11	11
⑪福祉用具貸与事業		2	2(2)		1		19	17	17	18	19
⑫特定福祉用具販売		2	2(2)		1		20	19	19	20	21
⑬居宅介護支援事業			()				67	68	68	0	0
計(介護給付)		15	15(15)		4		299	258	265	203	214
⑭介護予防訪問介護			()								
⑮介護予防訪問入浴介護		1	1(1)				1	1	1	1	2
⑯介護予防訪問看護		3	3(3)				28	26	31	32	35
⑰介護予防訪問リハビリテーション		1	1(1)				3	4	4	5	6
⑱介護予防居宅療養管理指導			()				2	1	1	1	1
⑲介護予防通所リハビリテーション		1	1(1)				1	0	0	1	2
⑳介護予防短期入所生活介護			()				19	19	19	19	19
㉑介護予防短期入所療養介護		1	1(1)				0	0	0	0	1
㉒介護予防特定施設入居者生活介護			()				10	10	10	11	11
㉓介護予防福祉用具貸与		2	2(2)		1		19	17	17	18	19
㉔特定介護予防福祉用具販売		2	2(2)		1		20	19	19	20	21
計(予防給付)		11	11(11)		2		103	97	102	108	117
【居宅サービス】 小計		26	26(26)		6		402	355	367	311	331
25 介護老人福祉施設			()				16	16	16	16	16
26 介護老人保健施設			()		2		30	30	30	31	29
27 介護療養型医療施設			()				3	3	2	2	2
28 介護医療院		2	2(2)				0	0	0	1	3
【施設サービス(介護給付)】 小計		2	2(2)		2		49	49	48	50	50
合計		28	28(28)		8		451	404	415	361	381

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

【実地指導】

■実施方針

すべての法人について、3年に1回程度の実地指導を実施する。

西部管内保険者と連携し、合同で実地指導を行うことで、指定・給付両面からの効果的な指導監査を実施する。

■重点項目

(1) 平成30年度に行った実地指導等において指摘した事項について、是正状況の確認が必要な事業者に対して実地指導を行う。

(2) 実地指導の主な指摘事項、処遇改善加算の届出に係る注意事項等について周知するため、集団指導に重点を置く。

(3) いずれの指導においても、事業運営及び報酬請求の適正化に重点を置く。

■対象施設

通所介護及び訪問介護等の居宅サービス事業所 21箇所

施設サービスの中から介護老人福祉施設5箇所、介護老人保健施設8箇所、介護医療院1箇所

【集団指導】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(単位：施設、件) (令和2年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	35	5	10	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護計画書に利用者の同意に係る署名押印が漏れていたため、署名または押印を受けること。(居宅サービス事業所=1件) ・サービス提供記録には訪問介護の予定時間ではなく、実績時間を記入すること。訪問介護の予定時間と実績時間が異なる場合は、その旨を介護支援専門員に連絡し、サービス提供記録に残すこと。また、訪問介護個別援助計画と実績が恒常的に異なる利用者が散見されるので、計画の変更を行うこと。(居宅サービス事業所=1件) ・特定事業所加算の要件であるサービス提供責任者からの留意事項の文書による伝達が行われていると認められないので、保険者と協議の上返納すること。(居宅サービス事業所=1件)
集団指導	-	-	-	
実地検査による監査	0	0	0	

16 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (A+B-C-D-E+F)
① 居宅介護	0	3	3(3)	0	0	0	43	45	43	41	44
② 重度訪問介護	0	3	3(3)	0	0	0	40	41	39	39	42
③ 同行援護	0	0	0(-)	0	0	0	13	12	9	6	6
④ 行動援護	0	1	1(1)	0	0	0	13	12	11	9	10
⑤ 療養介護	0	0	0(-)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 生活介護	0	2	2(2)	0	0	1	16	18	19	20	21
⑦ 短期入所	1	3	3(3)	0	3	0	17	17	18	18	19
⑧ 重度障害者等包括支援	0	0	0(-)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 自立生活援助	0	1	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
⑩ 自立訓練(機能訓練)	0	0	0(-)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 自立訓練(生活訓練)	0	2	2(2)	0	0	0	2	2	3	3	5
⑫ 就労移行支援	0	0	0(-)	0	1	0	6	5	6	5	4
⑬ 就労継続支援A型	0	0	0(-)	0	0	0	9	10	11	14	14
⑭ 就労継続支援B型	2	2	2(2)	0	1	0	43	46	50	51	54
⑮ 共同生活援助	1	3	3(3)	0	0	0	16	16	16	17	21
⑯ 就労定着支援	0	0	0(0)	0	0	0	0	0	0	2	2
計(指定障害福祉サービス事業者)	4	20	20(20)	0	5	1	218	224	225	225	243
⑰ 一般相談支援	0	0	0(-)	0	1	0	8	8	8	6	5
計(指定一般相談支援事業者)	0	0	0(-)	0	1	0	8	8	8	6	5
合計	4	20	20(20)	0	6	1	226	232	233	231	248

※ ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

※ ⑨自立生活援助及び⑯就労定着支援は、平成30年度に制度が創設された。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況

【実地指導】

■実施方針 鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱第7条(2)アに基づき、原則として3年に1回(ただし、指定障害者支援施設設置者等については2年に1回)実地指導を行うよう選定。新規指定サービス事業者等については、指定した年度又はその翌年度に実施する。

- 重点項目 (1) 非常災害対策
(2) 訪問系サービスの従業者要件の確認
(3) 障がい者虐待の防止

- 実施施設 居宅介護など訪問系サービス（12件25事業）・生活介護、就労継続支援など日中活動系サービス（17件24事業）・短期入所（3件3事業）・共同生活援助（6件6事業）・施設入所支援（2件）

【集団指導】

新型コロナウイルス感染症対策のため、中止。

（単位：施設、件）（令和2年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	39	34	113	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が手順に従い作成されていない。 ・勤務実績管理が適切にされていない。 ・事業ごとの会計が区分されていない。 ・非常災害対策計画が実態にあった計画ではない。 ・報酬請求区分に誤りがある、加算要件を満たしていない等、給付費の算定及び取扱いに誤りがある。
集団指導	—	—	—	
監査	—	—	—	

（3）指定障害児通所支援事業者の指定等の状況

（単位：件）（令和2年3月31日現在）

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査(申請内数) (C)	当年度指定申請の却下件数 (D)	当年度廃止等 (E)	未指定件数 (F)	年度末指定件数				
							H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (A+B-C-D-E+F)
① 児童発達支援	2	1	1(1)	0	2	0	7	7	7	9	10
② 医療型児童発達支援	1	0	0(0)	0	0	0	1	1	1	1	2
③ 放課後等デイサービス	1	3	3(3)	0	3	0	14	18	19	20	21
④ 居宅訪問型児童発達支援	0	1	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
⑤ 保育所等訪問支援	0	0	0(0)	0	0	0	1	1	1	1	1
計（指定障害児通所支援事業者）	4	5	5(5)	0	5	0	23	27	28	31	35
合計	4	5	5(5)	0	5	0	23	27	28	31	35

（4）指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

【実地指導】

■実施方針 鳥取県指定障害児入所施設等に係る指導監査実施要領第6条に基づき、原則として、児童福祉施設については毎年度、その他の指定障害児通所支援事業者等については、3年に1回、実地指導を行うよう選定。

- 重点項目
- （1）非常災害対策
 - （2）従業員の資格要件及び配置状況の確認
 - （3）従業者等による虐待防止

■実施施設 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援（11件19事業）、障害児入所施設（1件）

【集団指導】

新型コロナウイルス感染症対策のため、中止。

(単位：施設、件) (令和2年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	11	9	21	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が手順に従い作成されていない。 ・勤務実績管理が適切にされていない。 ・報酬請求区分に誤りがある、加算要件を満たしていない等、給付費の算定及び取扱いに誤りがある。
集団指導	—	—	—	
監査	—	—	—	

17 心と女性に関する相談状況

(単位：件)

(令和2年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容				令和元年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	女性相談	DV	ひきこもり	その他	
H27年度	768	331	42	395	0	411	246	98	13	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力相談、女性相談及びひきこもり等心の相談に応じ、必要な援助を行った。 ・一時保護中の支援（来所、訪問等）は、相談取扱件数には含まれない。
H28年度	739	298	44	397	0	376	243	103	17	
H29年度	764	285	80	399	0	308	318	130	8	
H30年度	768	331	42	395	0	351	317	109	11	
R1年度	837	240	46	551	0	431	279	101	26	

18 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況

(単位：件)

(令和2年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H27年度	882	1,069	160	6,543	3,313	11,967
H28年度	833	1,037	157	6,202	3,272	11,501
H29年度	828	1,044	160	6,119	3,289	11,440
H30年度	823	1,059	158	6,077	3,390	11,507
R1年度	845	1,051	159	5,980	3,474	11,509

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位：人、件) (令和2年3月31日現在)

手当区分	前年度末受給者数(人) A	本年度中(人)											差引現在受給者(人) A+B-C+D-E+F-G	支給額(円)
		前年度未処理件数	受付件数	内訳			喪失件数 C	停止解除 D	停止中		その他			
				認定件数 B	却下件数	未処理件数			停止開始 E	喪失	転入 F	転出 G		
特別障害者手当	17	0	4	2	2	0	1	0	0	0	1	0	19	5,675,960
障害児福祉手当	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	1,373,370
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	25	0	4	2	2	0	2	0	0	0	1	0	26	7,049,330

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区分	A(重度)		B(中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H27年度	117	572	271	1,056	2,030
H28年度	114	586	265	1,098	2,065
H29年度	110	588	262	1,162	2,129
H30年度	105	593	261	1,206	2,165
R1年度	95	602	273	1,244	2,214

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区分	前年度末現在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末現在	
		新規交付	転入	転出・返還	18歳に達した場合	障害程度		
A(重度)	18歳未満	105	4	-15		-2	3	95
	18歳以上	593	1	16	10	2	0	602
B(中・軽度)	18歳未満	261	43	-27		-1	-3	273
	18歳以上	1,206	18	26	7	1	0	1,244
計	2,165	66	0	17	0	0	2,214	

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況

(単位：件、人) (令和2年3月31日現在)

区分	通報届出件数	入院患者数		自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数	手帳所持者数
		措置入院	医療保護入院		
H27年度	27	3	495	8,286	2,633
H28年度	22	3	452	8,427	2,603
H29年度	29	3	498	5,315	2,870
H30年度	23	7	524	5,411	3,026
R元年度	9	2	467	5,610	3,189

イ 精神保健福祉相談事業の状況

(単位：人、事業所) (令和2年3月31日現在)

区分	面接相談		電話相談		訪問指導	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
H27年度	50	172	215	1,556	55	221
H28年度	72	133	210	1,213	41	153
H29年度	45	115	186	1,005	80	198
H30年度	27	87	100	779	43	167
R元年度	30	84	108	655	30	214

19 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

【保育所・認定こども園・児童館】

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・認定こども園・児童館・届出保育施設等）」に基づき、原則として年1回の実地監査を実施。

ただし、施設数が多いことから、対象施設については、「児童福祉行政指導監査実施要綱」4（1）イに基づき、以下の方針で選定し、残りの施設については、書面監査を実施。

- ・公立保育所、認定こども園（保育所型）については3年に1回。
- ・私立保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）については2年に1回。
- ・児童館については3年に1回。
- ・最近の監査において文書指摘が3回以上続いている施設。

その他、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮し、実地監査が必要と思われる施設。

* 当年度重点指導事項

【保育所・認定こども園】

- ・委託費の用途範囲、弾力運用が適切になされているか
- ・園外活動を含む施設における事故防止、安全管理への適切な対応
- ・浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の施設における避難確保計画の策定・改訂及び訓練の実施が適切になされているか
- ・労働基準法等関係法規は、遵守されているか

(単位：施設、件) (令和2年3月31日現在)

区分	保育所					認定こども園 (幼保連携型、保育所型)					児童館					市町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		
米子市	41	17	24	17	78	7	3	4	3	13	4	1	3	0	0	○	・保育中の事故防止のため、安全配慮を行い、保育所内外の安全点検に努めるようにしてください。(10件)
境港市	10	6	4	8	44	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	○	
日吉津村	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	○	
大山町	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	1	1	○	
南部町	3	1	2	1	3	1	1	0	1	3	2	1	1	0	0	○	
伯耆町	5	2	3	2	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	○	
日南町	3	2	1	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	
日野町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	
江府町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	○	
計	70	29	41	31	143	9	4	5	4	16	12	4	8	1	1		

(2) 届出保育施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・認定こども園・児童館・届出保育施設等）」に基づき、原則として年1回の実地監査を実施。

(単位：施設、件) (令和2年3月31日現在)

区分	施設数	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
			施設数	件数	
定期調査	28	28	6	13	・サービス内容等の掲示に関する指摘（4件）
抜き打ち調査	—	—	—	—	・新型コロナウイルス感染症対策のため、中止

(3) 母子世帯の施設入所状況

該当なし

20 母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況

(1) 母子・父子自立支援員活動状況

(単位：件)

(令和2年3月31日現在)

相談指導事項	生活一						児童					生活援護							その他					合計									
	住 宅	医 療	家庭紛争		就 職	結 婚	そ の 他	小 計	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	小 計	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		公的年金	児童扶養手当	生活保護		税	そ の 他	小 計	売店設置	たばこ販売	母子世帯向公営住宅	母子・父子福祉施設の利用	母子生活支援施設	小 計
			夫の暴力	その他											貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還													
件数					3		3							37	84											121						124	
勤務日数	17日／月		訪問延数		46日		関係機関連絡延件数			136件		会議出席回数			7回																		

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (令和2年3月31日現在)

区 分	貸 付 状 況										
	新 規 分						継 続 分		貸付実行		貸付不承認人数
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付		合 計		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B	
修学資金 (高校)	0	0	0	0	0	0	1	348,000	1	348,000	0
修学資金 (専修学校)	4	6,432,000	4	6,432,000	1	432,000	9	6,714,824	10	7,146,824	0
修学資金 (高専・大学)	0	0	0	0	0	0	8	6,339,000	8	6,339,000	0
修業資金 (運転免許)	5	1,526,000	5	1,526,000	5	1,526,000	0	0	5	1,526,000	0
修業資金 (一般)	1	915,000	1	915,000	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金 (高校)	7	935,000	7	935,000	7	935,000	1	225,000	8	1,160,000	0
就学支度資金 (高専・大学)	1	100,000	1	100,000	1	100,000	0	0	1	100,000	0
就学支度資金 (専修学校)	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金 (修業施設)	1	214,000	1	214,000	1	214,000	0	0	1	214,000	0
合計	19	10,122,000	19	10,122,000	15	3,207,000	19	13,626,824	34	16,833,824	0

区 分	前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳				本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期末到来分 (A+B-C)	回収率 (D/C) %
			調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)			
元金	過年度分		8,042,150	1,746,398	0	0	6,295,752		21.7%
	現年度分		18,979,645	16,886,557	0	0	2,093,088		89.0%
	小 計	138,774,661	16,833,824	27,021,795	18,632,955	0	0	8,388,840	128,586,690
利子	過年度分		168,356	8,617	0	0	159,739		5.1%
	現年度分		1,538	1,433	0	0	105		9.3%
	小 計		169,894	10,050	0	0	159,844		5.9%
合 計	138,774,661	16,833,824	27,191,689	18,643,005	0	0	8,548,684	128,586,690	68.6%
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。								

(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円)

(令和2年3月31日現在)

区分	貸付状況										
	新規分						継続分		貸付実行合計		貸付不承認人数
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付				
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区分	前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳				本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期末到来分 (A+B-C)	回収率 (D/C) %		
			調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)					
元金	過年度分			0	0	0	0	0		—	
	現年度分			116,400	106,700	0	0	9,700		91.6%	
	小計	1,767,800	0	116,400	106,700	0	0	9,700	1,651,400	91.6%	
利子	過年度分									—	
	現年度分									—	
	小計									—	
合計	1,767,800	0	116,400	106,700	0	0	9,700	1,651,400	91.6%		
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。										

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円)

(令和2年3月31日現在)

区 分		貸 付 状 況										
		新 規 分						継 続 分		貸付実行		貸付不承認人数
		貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付		合 計		
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B		
—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
区 分		前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳				本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期末到来分 (A+B-C)	回収率 (D/C) %		
				調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)					
元金	過年度分	/	/	136,049	25,000	0	0	111,049	/	18.4%		
	現年度分			610,204	581,187	0	0	29,017		95.2%		
	小 計			4,863,446	0	746,253	606,187	0		0	140,066	4,117,193
利子	過年度分	/	/						/	—		
	現年度分									—		
	小 計										—	
合 計		4,863,446	0	746,253	606,187	0	0	140,066	4,117,193	81.2%		
その他		本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。										

2.1 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況 (単位：件、人) (令和2年3月31日現在)

区分	月平均 町村ヶ ース数	前年度 繰越 件数	申請等の処理						年度末 未処理 件数
			申請 受理	却下 取下げ	開始		廃止		
					世帯数	人員	世帯数	人員	
H27年度	111	1	29	4	26	41	27	47	0
H28年度	105	0	33	10	21	28	33	46	2
H29年度	93	2	31	14	16	18	28	35	3
H30年度	88	3	19	8	12	18	12	14	2
R1年度	87	2	17	4	13	14	13	16	2

・当事務所現業員 (3) 人

(2) 保護の状況 (単位：円、人) (令和2年3月31日現在)

区分	被保 護世 帯数	被保 護人 員	保護 率	保護費	扶助の内訳											
					生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
					金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
H27年度	世帯 111	人 150	% 8.80	円 79,770,120	円 52,231,405	人 1,458	円 12,139,545	人 548	円 1,248,619	人 137	円 631,290	人 63	円 90,720	人 1	円 13,428,541	人 91
H28年度	105	137	8.43	77,457,526	49,965,901	1,285	10,617,535	515	717,311	55	758,789	131	13,963	4	15,384,027	93
H29年度	93	116	7.13	63,211,955	39,006,070	1,140	8,533,003	559	258,356	30	742,893	122	54,725	15	14,616,908	89
H30年度	88	108	6.75	52,727,927	32,131,856	1,044	7,377,455	464	292,432	24	396,054	86	64,154	15	12,465,976	65
R1年度	87	105	6.69	51,132,473	30,887,166	1,002	6,776,545	435	166,150	21	338,675	70	9,290	2	12,954,647	64

2 2 社会福祉施設に対する指導監査の状況

(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区分		対象施設
特別養護老人ホーム	実地監査	① 介護保険上法上の指導・監査の結果、特に重大な運営上の問題点等が認められた施設 ② 近年実地監査を実施していない施設 ③ その他、実地監査の必要が認められた施設
養護老人ホーム	実地監査	① 前年度書面監査を実施した施設 ② 前年度実地監査を実施した施設のうち、不備等問題の多かった施設 ③ その他、実地監査の必要が認められた施設
	書面監査	上記の実地監査以外の施設
軽費老人ホーム・ケアハウス	実地監査	① 前年度監査において、不備等問題の多かった施設 ② 近年実地監査を実施していない施設 ③ その他、実地監査の必要が認められた施設
	書面監査	上記実地監査以外の施設

* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。また、社会福祉福祉法人に対する指導強化の観点から福祉監査指導課の法人指導監査員の同行もあり、主に会計面の指導をした。

* 当年度重点指導監査事項

- ① 入所者処遇の充実（処遇計画・記録、食事提供、衛生管理、健康管理の状況）
- ② 施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理の状況）
- ③ 災害時の警戒避難体制の整備状況

（単位：施設、件）（令和2年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
社会福祉施設	14 (特養 3) (養護 1) (軽費等 10)	1 (特養 2) (養護 0) (軽費等 3)	1 (特養 4) (養護 0) (軽費等 13)	<p>貸借対照表にケアハウス入居者に係る長期預り金が計上されていますが、長期預り金積立資産として計上するべきです。管理費返還支出に係る長期預り金の管理収益を計上する際の長期預り金の減少・長期預り金積立資産の取崩しについて適切な仕訳ができていなかったものと思料されます。</p> <p>なお、管理費返還支出は、入居者が施設を退去した時に管理費を返還した場合に用いる科目であり入居中の場合に用いられるものではないこと、一括された管理費収入は資金収支計算書には計上されないことに留意してください。</p> <p>平成31年度末時点の入居者について、入居時管理費の一括納入額を表にまとめ貸借対照表の長期預り金との整合を確認してください。確認した結果は改善報告書に添付してください。</p>

(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・児童福祉施設）」に基づき、年1回の実地監査を実施した。

* 当年度重点指導監査事項

母子生活支援施設における最低基準等の順守状況の確認

（単位：施設、件）（令和2年3月31日現在）

区分	施設数	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
			施設数	件数	
母子生活支援施設	1	1	1	4	・経理規程に基づく適切な会計処理の実施

2.3 特定給食施設に対する指導の状況

- * 対象施設の選定方針
 - ・医療機関（病院）は、令和元年度に医療法に基づく立入検査を行う施設を対象施設とした。
 - ・児童福祉施設（保育所）は、児童福祉施設行政指導監査の対象施設から、提供食数が多い施設、過去の指導経緯及び給食施設状況報告書（令和元年6月）の内容（給与栄養量、品質管理・評価）を勘案して選定した。
- * 指導監査実施体制
 - ・医療監視、児童福祉施設行政指導監査に同行
- * 当年度重点指導監査事項
 - ・特になし。

（単位：施設、件） （令和2年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
特定給食施設	8	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルスに関する検便検査について、実施に向けて検討していただくよう助言。 ・非常時等に患者への給食提供が滞ることがないように、供給体制を検討していただくよう助言。
その他給食施設	6	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・給与栄養量不足の可能性が高い児童福祉施設について、栄養量が不足することがないように留意すること。（口頭指導） ・定期的に幼児の肥満及びやせに該当する者の割合が増加していないかどうか評価し、食事計画の改善を図ること。

2.4 食品表示に関する指導の状況

（単位：施設、件） （令和2年3月31日現在）

区分	相談受付食品数	指導・助言件数	主な改善指導事項の概要
食品表示法 （栄養成分表示、機能性表示食品）	111	111	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分表示は、製品単位当たりの販売される状態における可食部分について行うこと。 ・栄養成分の強調表示について基準に従うこと。
健康増進法 （特別用途食品、誇大表示等）	86	86	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保持増進効果の表示について、一般消費者が表示全体から受ける「印象」や「期待感」と実際に得られる効果との相違が著しい場合は健康増進法違反となることを説明。（暗示的または間接的に健康保持増進効果等を表示していると一般消費者が認識し得るものも含む） ・疾病等を有する者、疾病等の予防を期待する者を摂取対象とする旨の表現を用いた表示は、虚偽誇大表示等に当たるおそれがあることを説明。

2.5 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防する。

事業名・概要	実施内容	成果と課題等
○ 健康づくり応援施設支援事業 運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗を「健康づくり応援施設」として認定する。	○認定状況 <食事> 69（新規 0） <運動> 16（新規 0） <禁煙> 530（新規 0） ○食品衛生協会主催の衛生責任者養成講習会において事業PRの実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者養成講習会でチラシ配布等周知を行ったが、認定に結び付かなかったため、方法の見直しが必要。 ・2020年4月1日から改正健康増進法が全面施行となり、禁煙分野は廃止。
○ 健康づくり応援団支援事業 地域において、運動・食事・禁煙の分野ごとに健康づくりの普及活動を自主的に行っている団体又は個人を「健康づくり応援団員」として認定する。	○認定状況 <応援団> 県全体15（西部7）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も応援施設の認定と併せて個別の働きかけや制度の周知等、機会を見つけ積極的なPRを行っていく必要がある。

○ 喫煙対策推進事業	○禁煙デーイベントの実施 6月2日(日) 呼気中一酸化炭素濃度測定等の体験コーナー51名、禁煙相談11名、禁煙ポスター・標語の投票数延174票、啓発物配布300部	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の県民に対し普及啓発を図ることができた。 ・事後アンケートの結果から、禁煙相談を受けた1名が禁煙支援につながった。 ・当日イベントスタッフは、計93名(実行委員以外や学生ボランティア含む)と多くの関係職種等が連携して実施することができた。 ・健康増進法改正となり、受動喫煙防止対策をより強化する必要がある。また禁煙を考える人が行動に移せるよう、禁煙支援医療保険適応施設等を積極的に情報提供する必要がある。
------------	---	--

(2) 女性の健康づくり支援事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 健康教育	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への出張がん予防教室に併せて、女性の健康について健康教育及びリーフレット類の配布、女性の健康支援センターの周知を実施していく必要がある。
○ 女性の健康支援センター事業	電話相談、面接相談、メールによる相談	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・面接相談 609件(内訳)6件+不妊治療等申請603件 ・メール相談 0件

(3) 母子保健事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○児童虐待防止対策事業 母子保健事業関係機関連絡会	<p>○令和元年9月10日(火) 参加者:産科医療機関、助産師会、各市町村母子保健担当者等33名</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関と地域の連携について ・産後健診後の要支援者のフォローについて ・医療的ケア児について 	<ul style="list-style-type: none"> ・「妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関等と地域の相互情報提供実施要領(西部圏域内の情報提供方法について定めた要領)」に基づき概ねスムーズに情報提供することができている。 ・平成31年4月1日から産後健診が全県で開始となった。産後健診要支援者へのフォローについて産科医療機関と市町村で連携等について情報交換することができた。 ・産後健診後の要支援者へのフォロー方法等について会議でも様々な意見があった。今後、研修を企画する必要がある。(R2.3.3に研修会を企画したが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。) ・医療的ケア児の情報把握について情報交換することができた。
○市町村母子保健実務担当者会	<p>○令和元年9月10日(火) 参加者:各市町村母子保健担当者等17名</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村における新規事業の取組状況について ・乳幼児健診医の確保及び市町村乳幼児健診体制について 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の新規事業の取組状況、乳幼児健診医の確保、産後ケア事業等について情報交換をすることができた。 ※産後ケア事業について令和元年3月3日(火)実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。
○ひのぐんぐん発達相談支援事業 (日野郡連携会議)	<p>○医師相談(年7回) 参加人数:実8名、延8名</p> <p>○集団教室(年4回) 参加人数:実10名、延18名</p> <p>○保護者交流会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学までの連携は概ねスムーズに行えている。就学後も切れ目ない支援が継続するよう、引き続きより細やかな連携を図る必要がある。 ※発達支援連絡会

	<p>(令和元年8月29日(木)) 参加者1名 内容：アロマの效能を知って、心と身体をほぐそう</p> <p>○発達支援関係者研修会 (令和元年12月26日(木)) 参加者：日野郡内保育士・保健師 ・教育委員会指導主事 16名 内容：上手に叱りましょう</p> <p>○発達支援チーム担当者会(3回) ○発達支援担当課長会 (令和元年10月18日(金))</p>	<p>令和元年3月11日(水)の予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。</p>
--	--	--

(4) 思春期保健事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 性に係る健康問題ワーキング (思春期健康問題プロジェクト事業)	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県では、10代の人工妊娠中絶率が高かったことから、平成18年度思春期緊急問題プロジェクトが立ち上がった。それに伴い西部圏域でも思春期世代に焦点をあてた「性に係る健康問題ワーキング」を開催。しかし現状は全年齢において人工妊娠中絶率が高率であるため、「性に係る健康問題ワーキング」のあり方等について検討が必要。 ・西部圏域では、思春期世代に焦点をあてた「性に係る健康問題ワーキング」の単独の開催ではなく、母子保健関係機関連絡会の議題の一つとして、人工妊娠中絶率高率(予期せぬ妊娠)について協議し相談支援体制に検討する。

(5) 不妊治療費助成金交付事業

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区分	申請件数	交付決定件数
特定不妊治療費助成金	409	409
人工授精助成金	114	114
不妊検査費用助成金	80	80
計	603	603

(6) キラリと光る食育推進活動事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 圏域食育推進ネットワーク交流会・意見交換会事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育推進交流会 ・県外講師を招いて講演及び参加団体で構成したグループワークで意見交換等行い連携について学んだ。 ・イベント(農と食のフェスタ)における食育ブースによる啓発 ○ 食育に関わる西部の県機関との担当者会を開催し、今後の推進方策についての意見交換を行った(5回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は前年度同様であったが、参加者の活動を支える支援のひとつとなった。 ・食のイベントに参加することで、多くの子育て世代に啓発することができた。
○ 食生活改善推進員リーダー研修	○ 「7月と9月に野菜摂取と減塩」「高齢者及び幼児の餅と嚥下」について、講義と調理実習を行い、よりよい食育活動のための研修会を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・活発に意見交換する場となっている。 ・実施主体を団体と福祉保健局の両者としているが、実務において、福祉保健局の役割が多い。
○ 食育推進活動知事表彰	○ 食育推進活動の募集 ・食育の取組みについて全県で募集。	・西部では表彰なし。
○ 幼児の心と体を育てるクッキング活動	○ クッキング用品の貸出しを行った。(1団体1回)	・事業としては終了しているが情報交換の機会が望まれる。

(7) 歯科保健事業

(令和2年3月31日現在)

事業名	実施内容	成果と課題等
ア 8020運動推進事業		
○ 鳥取県西部地域歯科保健推進協議会	○開催回数：年1回(2月) ○構成団体：14団体 ○内容：ライフステージに応じたう蝕歯周疾患予防及び、口腔機能向上に関する取り組みについて協議を行った。	・鳥取県健康づくり文化創造プラン第3次及び鳥取県歯科保健推進計画に沿って、西部圏域版を作成し、西部圏域での推進状況や歯科保健に関する課題について検討を行った。 (歯周疾患対策についてデンタルフロスの普及、歯科保健意識の向上の検討を行った。成人期歯科健診を実施する市町村が増加)
○ 西部地域歯科保健関係者研修会	○開催回数：年1回(11月) ○参加数：11名 ○内容：う蝕予防対策における効果的な方法であるフッ化物洗口について、集団実施の意義及び行政の役割、またライフステージごとに良い状態をつないでいくことの必要性について研修を行った。	・今年度学齢期のフッ化物洗口事業に新たな動きがある中、担当者会と同日開催としたことで、全市町村歯科保健担当者の参加があった
○ 鳥取県親子のよい歯のコンクール	○開催回数：1回(5月) ○参加者：前年度3歳児健康診査結果より市町村の推薦を受けた4組の親子 ○内容：口腔内及び全身状態等を審査。優秀組に対して表彰し、最優秀組を県審査に推薦した。	・各市町村からの推薦が少なかった。 ・マスコミの取材もあり、8020運動の普及啓発の良い機会となった。 ・2組の親子を県大会に推薦した。(当福祉保健局推薦の父と子の組が県代表として全国大会に推薦。結果入賞された。)
イ 歯と口腔の健康づくり推進事業		
○ デンタルプロフェッショナル派遣事業	○モデル校 ・むし歯予防コース：岸本小学校 ・歯肉炎予防コース：日吉津小学校 ○期間：平成30年度から3年間 ○内容 ・検討会にて平成30年度に実施したアンケート結果から課題を元に3年間の取り組み目標を作成、歯科保健学習を行った。	・学齢期におけるむし歯、歯肉炎予防の取り組みを行うため、モデル校にて健康教育を行い、中間評価及び次年度の対策の検討を行った。 ・所属市町村保健担当課、教育委員会、学校歯科医の参加も得られ、連携しながら進めることができた。
○歯周疾患検診促進パイロット事業 青壮年期に歯を喪失する最大の原因となる歯周病を予防し、生涯にわたりおいしく食べる等生活の質を向上させるため、歯科保健講話等を実施した。	○モデル事業所：3事業所 (社員の健康づくり宣言事業所、がん検診推進パートナー企業等) ○市町村：2町 (市町村の各種教室、食生活改善推進員養成講座等) ○内容 ・歯科保健指導(集団)4回(65名)生活習慣を改善するため、歯科保健指導を行い、受診やデンタルフロスの重要性の指導を行った。 ・歯周病リスクだ液検査、咀嚼力チェックガムによるテスト及びデンタルフロス体験を実施 ・歯科健診1回(18名)	・成人期の歯科保健課題である歯周病の予防のために、歯科検診やデンタルフロスの使用が重要であることの周知を行うことができた。 ・歯科健診受診、デンタルフロスの使用が増加したモデル事業所、市町村もあった。

ウ 西部圏域健口ネットワーク事業		
○高齢者を取り巻く多職種が円滑に連携できるよう、西部歯科医師会と協力しながら「口腔機能多職種連携票運用事業」の作成を行った。	○平成28年6月1日から「口腔機能多職種連携票運用事業」を開始し、関係機関に通知 ○鳥取県西部圏域口腔機能向上に係る多職種連携運用事業について当局ホームページに掲載した。 ○運用事業開始後の運用状況を把握するためアンケートを実施。 ○研修会及び意見交換会の開催 ・年1回 ・参加数25名	・多職種による連携が進むよう研修会及び意見交換会を企画し成功事例の報告により介護支援専門員から具体的に良く分かったとの感想があった。 ・アンケートから連携票の活用件数は変化が少なく、事業の周知は十分とはいえない状況であった。
エ むし歯予防フッ化物洗口普及啓発事業		
○子どものむし歯予防法の一つとして効果の高い『フッ化物洗口』を実施する園を増やしむし歯罹患率の減少を図る。	○西部地域歯科保健関係者研修会にてフッ化物洗口に係る研修を行った。 ○歯と口の健康週間フェアへの協力 ・開催回数：年1回（6月） ・内容：歯と口の健康週間フェアにて、むし歯予防等に関わるフッ化物洗口体験コーナーに参加 ○フッ化物洗口事業協議会（県歯科医師会主催）への参加 ※中止	・歯と口の健康週間フェアでは西部歯科医師会と協力してフッ化物洗口剤を購入するための指示書の発行を行い、薬剤を取扱った薬局が増えた。 ・フッ化物洗口継続園についても担当者の意識低下の懸念が徐々に出てきている。今後も市町村歯科保健担当者会にて情報共有を図ることが必要である。

(8) がん対策推進事業

事業名	実施内容	成果と課題等
西部圏域がん対策推進会議	○年1回開催（2月12日） ○出席者：がん拠点病院、西部医師会、職域関係者、学識経験者、検診機関、患者会、市町村、地域団体 ○内容：働き盛り世代のがん検診受診率向上、がん検診体制、啓発活動、患者支援等の課題に対する取組みについて協議した。	・地域と職域等、関係機関の参加により、がん罹患状況、検診の実施状況や課題等の共通認識を図った。 ・行政と企業が連携した啓発活動等、昨年度の取組状況を共有し、今後の連携について検討した。 ・一次予防から緩和ケアまで、引き続き連携しながら進めていく。
西部圏域がん対策実務担当者会	○年1回開催（11月15日） ○出席者：市町村職員 ○内容：がん検診体制、受診率向上、啓発活動等の課題について協議し、今後の取組を検討した。	・各市町村の取組状況を中心に、現状と課題について情報共有ができた。 ・各市町村の現状や取組みについて、意見交換することができた。
地域密着型のがん検診受診率向上啓発事業	○出張型がん啓発事業（随時） 企業や市町村等と連携し、がんに関するパネルや啓発物の展示、講演会等を実施した。 ○米子ピンクリボンフェスタへの協力（6月16日）	・企業の形態や希望に合った啓発や受診への動機付けができた。今後、小規模企業への働きかけが課題。 ・様々な機会を捉えて、がんに関する啓発を行うことが必要。
鳥取県がん検診推進企業アクション	○がん検診推進パートナー企業認定 累計405社 12,665人（今年度新規認定1社） ○職域へのがん検診受診啓発 個別訪問により事業主等へ説明した ○がん検診推進パートナー企業へ出張がん予防教室や事業所内展示の実施を呼びかけた。	・米子市・協会けんぽと連携しパートナー企業認定に向けて中小企業を中心に企業訪問を行い、がん検診の必要性や受け方について理解を促すことができた。 ・訪問時の案内により企業内での啓発事業にもつながった。（2社で禁煙関係の展示を実施）
出張がん予防教室	○学校8回、企業・団体・一般3回（参加者合計393名）	・学校では防煙教室やがん予防全般に関する講演会を実施し、子どもの頃からの生活習慣に関する正しい知識普及につながった。 ・事業所については、たばこ肺がん、消化器がん等、希望テーマにそった教室が開催できた。

(9) がん患者社会参加応援事業

ウィッグ・補整下着購入費用補助制度

(単位：件) (令和 2年 3月 31日現在)

区 分	申請件数	交付決定件数
ウィッグ	47	47
補整下着	14	14
計	61	61

(10) 受動喫煙防止対策推進事業

(令和 2年 3月 31日現在)

相談件数	喫煙可能室(店)届出件数
108	16

(11) 医療相談等対応状況

(単位：件) (令和 2年 3月31日現在)

相談件数	相談内容(重複あり)					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
13	6	0	6	0	0	1

2.6 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

* 対象施設の選定方針

注 検査対象施設を選定する上での方針(指針、基準、計画などの概要)を記載すること。

病 院：全施設毎年検査を実施するが、立入検査は2年に1回実施(1施設実施)

一般診療所：5年に1回検査実施(34施設立入検査実施)

(有床診療所：3年に1回実施、療養病床を有する有床診療所：2年に1回実施)

歯科診療所：5年に1回検査実施(22施設立入検査実施)

衛生検査所：毎年立入検査を実施(2施設実施)

* 検査実施体制

病 院 - 医師、薬剤師、保健師、診療放射線技師、衛生技師、管理栄養士、事務

診 療 所 - 薬剤師、診療放射線技師、事務、(有床のみ保健師及び管理栄養士)

衛生検査所 - 医師、薬剤師、臨床検査技師

* 当年度重点検査事項

これまで立入検査を実施していなかった診療所・歯科診療所に重点を置き検査を実施した。

(単位：施設、件) (令和2年3月31日現在)

区 分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	指導	
病 院	19	19	0	0				(記載例) ・医師(歯科医師)数不足(病院=0件) ・指針・手順書未作成(一般=2件、歯科=2件) ・医療法手続不備(一般=0件、歯科=0件) ・職員健診不備(一般=1件、歯科=1件) ・院内掲示不備(一般=0件、歯科=0件) ・X線装置切替装置不備(一般=0件、歯科=2件) ・X線装置漏洩記録不備(一般=2件、歯科=16件) ・X線室表示不備(一般=0件、歯科=1件) ・医薬品管理(一般=0件、歯科=0件) ・廃棄物(契約)(一般=0件、歯科=0件) ・廃棄物(管理)(一般=0件、歯科=1件) ・給食関係(一般=0件、歯科=0件)
一般診療所	234	34	5	9				
歯科診療所	103	22	20	27				
衛生検査所	2	2						
そ の 他	223	0	0	0				
合 計	581	77	25	36				

(2) 薬事監視の状況

* 対象施設の選定方針

医薬品医療機器等法に基づく立入検査については、主に許可更新に伴う立入検査を実施したが、それに加えて薬局は様々な機会をとらえて監視を実施した。

また、麻薬及び向精神薬取締法に基づく立入検査については、中国四国厚生局麻薬取締部との合同監視において、小売間譲渡許可を取得している営業所（薬局）を中心に監視を実施した。

* 検査実施体制

主に局の薬事監視員1名で検査を実施。ただし、医療・保険課が許認可権限を持つ営業所については合同で立入検査を実施した。

* 当年度重点検査事項

平成29年1月に発生したハーボニー配合錠の偽造品流通事案を受け、平成30年1月には改正薬機法施行規則が施行されたところである。この改正施行規則では医薬品の保管・管理の徹底を目的としているものであり、本改正規則に適合した体制であるかの確認に重点を置いた。

(単位：施設、件) (令和2年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要				主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数				
					処分	告発	始末書	その他	
薬局	126	70							<ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物取扱責任者不在 (毒物劇物一般販売業=1件) 更新手続き失念による無登録販売 (毒物劇物農薬用品目販売業=1件)
医薬品									
製造業									
専業薬局	10	1							
製造販売業									
専業薬局	10	1							
一般販売業									
卸売販売業	39	12							
店舗販売業	64	5							
薬種商販売業									
特例販売業									
配置販売業	6	0							
配置従事者	29	0							
業務上取扱施設									
再生医療等製品販売業	5	0							
医薬部外品									
製造業	1	0							
製造販売業	2	1							
販売業									
業務上取扱施設									
化粧品									
製造業	8	1							
製造販売業	8	2							
販売業									
業務上取扱施設									
医療機器									
製造業	5	1							
製造販売業	3	0							
高度医療機器販売等	139	20							
管理医療機器販売等	525								
修理業	22	8							
業務上取扱施設									
毒物劇物									
製造業	4	0							
一般販売業	136	18	1	1				1	
農薬用品目販売業	30	3	1	1				1	
特定品目販売業	7	0							
業務上取扱者	2	0							
合計	1,181	133	2	2				2	

27 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人) (令和2年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H27年度	39 (2)	2 (0)	5 (1)	46 (3)	31	5	1	3	3	43	116
H28年度	43 (10)	2 (1)	1 (1)	46 (12)	30	20	1	1	7	59	103
H29年度	35 (2)	3 (1)	1 (0)	39 (3)	23	11	0	0	13	47	95
H30年度	32 (7)	1 (0)	0 (0)	33 (7)	29	11	0	1	0	41	87
R元年度	24 (3)	1 (0)	0 (0)	25 (3)	39	5	0	0	0	44	68

※ () 内は、LTBI (「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者) で再掲。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (令和2年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ヘルツ反応	胸部エックス線撮影者数	結核菌検査者数		IGRA検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診断	保健所								
	委託	130	3	31	1		96		2
	その他	21		2			19		1
	計	151	3	33	1		115		3
・実対象人数：142人 実受診者数：138人 ・受診率：97.2%									
結核登録者精密検査	保健所								
	委託	62		62					
	その他	9		9					
	計	71		71					
・実対象人数：72人 実受診者数：71人 ・受診率：98.6%									
計	保健所								
	委託	192	3	93	1		96		2
	その他	30		11			19		1
	計	222	3	104	1		115		3
・実対象人数：214人 実受診者数：209人 ・受診率：97.7%									

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く)

(単位：件、人) (令和2年3月31日現在)

区分	発生状況			疫学調査件数				集団発生件数	備考
	件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数		
1類 発生なし	0	0	0	0	0	0	0	(0)	
2類 発生なし (ただし結核を除く)	0	0	0	0	0	0	0	(0)	
3類 腸管出血性大腸菌感染症	5	5	0	5	181	12	1	(0)	疑い事案含
4類 レジオネラ、マラリア等	7	7	0	6	6	2	1	(0)	疑い事案含
5類 感染性胃腸炎、インフルエンザ等	100	346	1	100	3,605	41	41	(49)	疑い事案含
計	112	358	1	111	3,792	55	43	(49)	

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (令和2年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
相談	電話	9	0	9	7	0	7	7	0	7	23	0	23
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲) 検査	(105) 168	(58) 93	(163) 261	137	67	204	139	66	205	444	226	670	

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

(単位：人) (令和2年3月31日現在)

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業	
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロンフリー・ 核酸アナログ製剤治療費申請件数
5	69 (42)	441 (49)	15
		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
		参加証交付件数 (新規件数再掲)	償還払件数
		5 (4)	0

(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

感染制御相談							会議	研修会
件数	相談区分(重複あり)						回数：0回 内容：	回数：0回 内容：新型コロナ対応の ため中止
	感染症 全般	感染症 事例	感染管 理組織	感染予 防技術	環境 管理	その他		
1						1		

28 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (令和2年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別手当	特別手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
H27年度	172	2	1	154	6	0
H28年度	156	2	1	142	5	3
H29年度	142	2	0	128	5	2
H30年度	125	2	0	115	2	1
R1年度	113	1	0	104	2	1

29 難病患者の状況

(1) 受給者証所持者の状況

(単位：人) (令和2年3月31日現在)

区分	特定医療費(指定難 病)医療受給者証所持 者数	鳥取県在宅人工呼吸 器患者支援事業利用 患者数	小児慢性特定疾病医 療費医療受給者証所 持者数	先天性血液凝固因子 障害等医療受給者証 所持者数
H27年度	2,190		233	
H28年度	2,248		238	
H29年度	2,006		225	
H30年度	2,061		256	
R元年度	2,107		242	

(2) 難病事業の実施状況

(単位：人)

(令和2年3月31日現在)

区分	回数・内容	参加者数
難病患者医療相談会	回数：3回 内容：難病医療相談会（サルコイドーシス、皮膚筋炎、多発性筋炎） 難病患者交流会（後縦靭帯骨化症）	サルコイドーシス：20名 皮膚筋炎・多発性筋炎：8名 後縦靭帯骨化症：14名
指導	内容：新規多系統萎縮症患者、新規 ALS 患者の自宅に訪問を実施した。	訪問人数：3名
難病連絡会	回数：2回（鳥取県難病・相談支援センター主催） 参加機関：鳥取大学医学部附属病院 西部医師会、鳥取県立中央病院 鳥取医療センター、米子公共職業安定所 米子市地域包括支援センター 倉吉市役所、日南町役場、鳥取市保健所 中部福祉保健局、西部福祉保健局 膠原病友の会、リウマチ友の会 パーキンソン病友の会、ALS 協会 鳥取県健康政策課 鳥取県難病・相談支援センター 鳥取県難病医療連絡協議会	
在宅難病患者一時入院	入院医療機関：鳥取大学医学部附属病院、博愛病院 回数：30回（申請回数）	利用者数：16名

3.0 健康教育

(単位：人)

(令和2年3月31日現在)

区分	感染症	難病	母子	成人老人	栄養健康増進	歯科	医事業事	食品	計	再掲	
										地区組織活動	健康危機管理
回数	20	3	8	24	14	12	3	3	87	3	
延べ人員	663	42	410	1,069	2,059	243	90	126	4,612	126	

3.1 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人)

(令和2年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談		
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数
H27年度	62	64	595	0	0	0
H28年度	63	62	599	12	12	12
H29年度	62	62	505	5	5	5
H30年度	67	66	515	12	12	12
R元年度	65	63	599	10	10	10
内訳	整形	24	24	226	10	10
	耳鼻科	12	12	92	0	0
	眼科	5	5	14	0	0
	内科	24	22	267	0	0

3.2 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件)

(令和2年3月31日現在)

区分	実人員	相談内容（延）								判定内容（延）				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	471	267	332	0	0	0	0	0	599	599	0	0	0	599
巡回	10	0	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0
電話等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	481	267	342	0	0	0	0	0	609	599	0	0	0	599

3.3 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H27年度	90	49	31	28	0	0	198
H28年度	78	45	19	13	0	0	155
H29年度	87	37	14	18	0	1	157
H30年度	81	56	36	29	0	2	204
R1年度	87	58	14	41	0	1	201

3.4 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区分	実人員	相談内容(延)									判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	193							208	0	208	15	193			208
巡回	7							5	2	7		5		2	7
電話等	1							1		1		1			1
合計	201							214	2	216	15	199		2	216

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし